

独立行政法人 国民生活センター

理事長 山田昭典様

香害をなくす連絡会（以下5団体）

特定非営利活動法人 日本消費者連盟

特定非営利活動法人 ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

特定非営利活動法人 有害化学物質削減ネットワーク

認定特定非営利活動法人 化学物質過敏症支援センター

日本消費者連盟関西グループ

香害をもたらす家庭用品の規制を求める要望書

日頃より、消費者行政にご尽力いただき、厚くお礼を申し上げます。

私共「香害をなくす連絡会」は、柔軟仕上げ剤（以下柔軟剤）、香り付き合成洗剤、消臭除菌スプレー、制汗剤、芳香剤などの香り付き家庭用品による健康被害“香害”に取り組む市民団体で構成される連絡会です。

数年来、香害問題解決に向けての要望を貴センターに提出しました結果、5省庁連名でポスターを作成下さり、有り難く存じます。ポスターが各所で活用され、香害の周知が進み、被害が減ることを期待しております。

また、2022年2月の国会では、「公共施設、学校、公共交通機関などの市民サービス従事者から、香りの強い柔軟剤は使わないなどの取組みを国が促してもらいたい」と議員が提案。岸田総理は、「香りについては周囲への配慮が必要である。必要な研究を進め、公的な場を始め様々な場における、香りへの配慮について周知を図る取組みも進めいかなければならない」との見解を述べました。（資料1）

貴センターにおかれましても、総理答弁に則り、さらにお取り組み下さるものと考えております。

しかし、香害問題の周知だけでは、香害が解決に至るとは思えません。元凶である香害をもたらす家庭用品の規制が喫緊の課題であります。

香害は、病態を見ると、シックハウス症候群のように、空気中に揮発する香料を含む数多くの有害な化学物質（揮発性有機化合物 VOCs）を吸い込むことなどによって引き起こされるものと推定されます。

厚生労働省研究班による「科学的根拠に基づくシックハウス症候群に関する相談マニュアル（改訂新版）」には、香料・柔軟剤・芳香剤・抗菌除菌スプレーが、シックハウス症候群の症状を生じさせる可能性があることが記載されており、香害の健康被害の科学的根拠の一端が示されています。（資料2）

また、貴センター発表の「柔軟仕上げ剤のにおいに関する情報提供（2020年）」においては、専門家が、香りをマイクロカプセル化して製品に配合することへの懸念を示しています。（資料3）

香害問題の解決に向けて、行政の皆様との協働を引き続きお願いしたく、上述の総理答弁、香害に関する科学的知見の存在を受けて、下記の項目について要望を致します。

お忙しいところ恐縮ですが、2023年1月18日までにご回答を頂きたく、よろしくお願ひ申し上げます。
ご回答は連絡会内で共有させていただきますので、ご了承ください。

記

- 柔軟仕上げ剤について、再テストを実施してください。

洗濯時に柔軟仕上げ剤を使用した衣類から揮発するアルデヒド類（ホルムアルデヒド、アセトアルデヒドなど）の測定をしてください。

2022年2月の要望書提出後ヒアリングにおいて、「室内大気リスク評価の指針値がある物質の成分を指定したら測定してもらえるのか」という当会の質問に対して、貴センターから「技術的には可能」との回答をいただきました。テスト実施の際には、花王、ライオン、P&Gの主要メーカー3社の製品について試験をお願いします。

- 香りや消臭成分をマイクロカプセル化、またはシクロデキストリンなどによって包接、徐放する技術の安全性について事業者に説明を求め、注意喚起してください。

プラスチックのマイクロカプセルに限らずシクロデキストリン等の利用においても、マイクロサイズ、ナノサイズの微粒子をヒトが吸い込む危険性と安全性について、事業者に説明を求めてください。また、国民生活センターにおいても、その安全性評価を行ってください。

- 2.のマイクロカプセル化された香料等が物に付着する汚染実態を調べてください。

マイクロカプセル香料などが生鮮食品のパックなどに付着し、洗っても落とせない「移香」と呼ばれる問題が生じています。マイクロカプセルによる空気と人体汚染が広がる懸念があります。さまざまな生活用品に付着するマイクロカプセル等の汚染実態の調査をしてください。

- 被害実態に合わせ、5省庁連名のポスターを改訂し、周知・掲載してください。

- 貴センターの職員から香料自粛を始めてください。

CDC（米疾病対策センター）では職員への香料自粛を要請しています。

<参考資料>

- 2022年2月28日、参議院予算委員会での杉久武議員と岸田総理の質疑



参議院令和4年2月
28日杉議員質問と答

- 「科学的根拠に基づくシックハウス症候群に関する相談マニュアル（改訂新版）」

[Microsoft Word - \(1/4\) 改訂新版マニュアル 20170317.docx \(mhlw.go.jp\)](#)

*「生活用品・洗浄剤・化粧品から：香料（リモネン・ピネン等）、防腐剤（パラベンなど）、可塑剤・芳香剤（フタル酸エステル類）（37ページ）、「抗菌や除菌スプレー」、「アロマなどのにおいのきつい柔軟剤（フタル酸エステル）」（211ページ）」

- 「柔軟仕上げ剤のにおける情報提供（2020年）」

http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20200409_2.pdf

*「専門家からのコメント」（13ページ）

問い合わせ先：日本消費者連盟

「香害」担当 杉浦 陽子

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田1-9-19-207

Tel : 03-5155-4765

Fax : 03-5155-4767

Mail : sugiura@nishoren.org